

西尾市物品等供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び供給者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、見本、図面及び明細書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする物品の供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 供給者は、契約書記載の物品を納入期限内に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 納入を完了するための一切の手段については、この約款及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、供給者がその責任において定める。
- 4 供給者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と供給者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第2条 供給者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

- 第3条 供給者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、供給者がその存在を知らなかったときは、発注者は、供給者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等の発明等)

第4条 供給者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、発注者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、発注者と供給者とが協議して、定めるものとする。

(材料の品質)

第5条 供給者は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

(契約代金に含むもの)

第6条 契約代金は、仕様書等に特に定めが無い場合、こん包、運送及び据え付けに要する費用を含むものとする。

(仕様書等の疑義)

第7条 供給者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく、発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。

3 発注者は、前項の調査の結果必要があると認めるときは、第10条の規定により仕様書等を変更し、契約書の内容を変更することができる。

(納入期限の延長)

第8条 供給者は、天災地変その他の正当な理由により納入期限までに納入を完了できないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長を申請することができる。

2 発注者は、前項の申請があったときは、その事実を審査し、正当な理由があると認められるときは、発注者と供給者とが協議して納入期限の延長日数を定めるものとする。この場合、第10条の規定により契約書の内容を変更するものとする。

(契約の履行に係る供給者の提案)

第9条 供給者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替物品、代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する供給者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を供給者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、第10条の規定により、契約の内容を変更しなければならない。

(契約の変更)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を供給者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約代金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、納入期限、納入

場所その他契約書の内容の変更を供給者に通知して、契約書を変更することができる。

- 3 前2項の規定による契約書の内容の変更については、発注者と供給者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内（契約代金の変更に係る協議にあっては、当該協議の開始の日から21日以内）に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約書に定める内容を変更し、供給者に通知するものとする。

（中間検査）

第11条 供給者は、物品の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、引渡しの前に発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査（以下「中間検査」という。）を実施する場合において、必要があると認めるときは、物品を分解し、破壊し、又は試験することができる。
- 3 供給者は、中間検査に立ち会わなければならない。
- 4 供給者は、正当な理由がなく中間検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し出ることができない。
- 5 中間検査の実施の期日及び場所は、発注者と供給者とが協議して定める。
- 6 供給者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 7 中間検査に直接必要な費用（物品の破壊等による損失を含む。）は、供給者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、この限りでない。

（納入）

第12条 供給者は、物品を納入しようとするときは、納品書を持参し、物品を一括して発注者に引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が必要と認めるとき、又はやむを得ない理由があると認めるときは、物品を分割して発注者に引き渡すことができる。
- 3 供給者は、発注者に引き渡した物品を、その承諾を得ないで持ち出すことができない。

（受領検査）

第13条 発注者は、前条の規定により物品の引渡しを受けたときは、その日から10日以内に検査するものとする。

- 2 供給者は、発注者から要求のあった場合には、前項の規定による検査（以下「受領検査」という。）の結果、不合格となった物品を遅滞なく納入場所から引き取らなければならない。
- 3 発注者は、前項の要求にかかわらず、供給者が物品を引き取らない場合は、当該物品の保管の責めを負わず、及び供給者の費用をもって、当該物品を返送し、若しくは供託し、又は当該物品を売却してその代価を保管し、若しくは供託することができる。
- 4 受領検査については、第11条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

（再検査）

第14条 供給者は、受領検査の結果、物品が不合格となった場合は、発注者の指示するところに従い、当該物品について数量の追加、異常品の修補又は代品による補充を行い、発

注者の再検査を受けなければならない。

2 前項の検査については、前条の規定を準用する。

(所有権の移転)

第 15 条 物品の所有権は、発注者が受領検査の結果、当該物品を合格と認めたときをもって発注者に移転するものとする。

(所有権移転前の物品に対する損害の負担)

第 16 条 所有権移転前に生じた一切の損害は、供給者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由により生じたものは、この限りでない。

(値引き受領)

第 17 条 発注者は、受領検査において不合格となった物品のうち、仕様書等との相違が軽微で、かつ、使用上支障のない物品を、受領検査に合格したものとみなして、契約代金から相当分を値引きして受領することができる。

2 前項の規定により物品を値引きして受領する場合には、第 10 条の規定により契約書を変更するものとする。

(契約代金の支払い)

第 18 条 契約代金は、物品の全部について、受領検査に合格した後、供給者の請求によって支払うものとする。

2 発注者は、前項により適法な支払い請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 前 2 項の規定は、発注者が物品の分割納入を認め、当該分割分の契約代金相当額を支払うこととされている場合に準用する。

(危険負担)

第 19 条 物品の引渡し前に発注者、供給者双方の責めに帰することのできない理由により発生した物品の亡失、き損等の損害はすべて供給者の負担とする。

(契約不適合責任)

第 20 条 発注者は引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、供給者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追

完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第1項の規定による修補又は履行の追完の請求は、第12条第1項の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

4 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに供給者に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は履行の追完の請求をすることはできない。ただし、供給者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 発注者は、物品が第1項の契約不適合により滅失又はき損したときは、第3項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6か月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、物品の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、供給者がその記載内容又は発注者の指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

7 第1項及び第2項の規定は、発注者による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第21条 供給者の責めに帰すべき事由により、納入期限(第12条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに物品を納入することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを供給者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約金額から第12条第2項の規定による分割引渡しに係る契約代金の額を控除した額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)で計算した額とする。

3 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。

4 発注者の責めに帰すべき事由により、第18条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、供給者は未受領代金につき、遅延日数に応じ契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合その他不正行為に係る措置)

第22条 発注者は、供給者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。

以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体(以下「供給者等」という。)に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 供給者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 供給者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 供給者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る措置)

第23条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力

団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 供給者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、前1項の規定により契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を供給者に請求することができる。

4 前項の場合において、供給者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。供給者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第24条 供給者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。

2 発注者は、供給者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、西尾市の調達契約からの排除措置を講ずることができる。

(発注者の解除権)

第25条 発注者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により納入期限(第12条第2項に基づき分割して納入を認めた物品においては当該分割納入物品に係る納入期限)までに納入することができないとき又は納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2) 契約の履行につき不正な行為があったとき。

- (3) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、発注者の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 前各号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合においては、供給者は、契約代金額（履行済部分があるときは相応する契約代金相当額を控除した額）の10分の1以内において、発注者の定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第26条 発注者は、物品等の納入が完了するまでの間は、第22条、第23条及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は前項の規定により契約を解除したことにより供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、第22条及び第23条の規定による契約の解除において、供給者に損害を及ぼしても発注者はその責めを負わない。

3 発注者は、契約を解除するときは契約解除通知書によりその旨を供給者に通知しなければならない。

（供給者の解除権）

第27条 供給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第10条の契約の内容の変更により、契約代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき理由により、物品を納入できない状態が相当の期間にわたるとき。
- (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が不可能になったとき。

2 供給者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第28条 発注者は、前3条の規定によりこの契約が解除された場合においては、第12条の規定に基づき引渡しを受けた物品がある場合は、受領検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金相当額を、第18条の規定により契約代金額を支払うものとする。この場合において、検査に直接要する費用は、供給者の負担とする。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第29条 供給者は、第22条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。供給者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、第22条第1項第1号から第3号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に認める場合は、こ

の限りでない。

2 供給者は、第 22 条第 1 項第 4 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の 10 分の 3 に相当する額を支払わなければならない。

(1) 第 22 条第 1 項第 1 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 第 22 条第 1 項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、供給者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 供給者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行なっていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前 2 項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、供給者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、供給者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。供給者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第 30 条 供給者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日まで契約日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、供給者から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(相殺)

第 31 条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて供給者が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第 32 条 この約款に定める条項その他について疑義が生じた場合には、発注者と供給者とが協議の上、解決するものとする。

(補則)

第 33 条 この約款に定めのない事項については、西尾市契約規則（昭和 39 年西尾市規則第 29 号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と供給者とが協議して定める。

附 則

改正 この契約約款は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

改正 この契約約款は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

改正 この契約約款は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

改正 この契約約款は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

改正 この契約約款は平成28年4月1日から施行する。

改正 この契約約款は令和2年7月1日から施行する。

改正 この契約約款は令和3年4月15日から施行する。

改正 この契約約款は令和6年4月1日から施行する。

改正 この契約約款は令和7年4月1日から施行する。